

第7章 都市機能及び居住の誘導のための施策

1. 都市機能を維持・充実するための施策

①届出制度の活用

都市機能誘導区域外に立地する誘導施設については、都市再生特別措置法第108条に基づき届出が必要となることから、届出を活用し、必要に応じて都市機能誘導区域内への立地促進を図ります。

②駅を中心としたまちづくり

「近鉄結崎駅周辺地区まちづくり基本計画」に基づいて、駅周辺整備に取り組んでいますが、今後は、駅併設施設や踏切改良などの駅周辺整備を推進します。

③都市機能誘導区域内商業施設の未利用フロアの活用

都市機能誘導区域内商業施設の未利用フロアについては、地域活性化施策での活用により新たな賑わいを創出することで、商業施設の維持を図ります。

④公共施設の立地促進

公共施設の再編等にあたっては、地域の状況を考慮しつつ、公共施設の用途に応じて、施設の都市機能誘導区域への立地を念頭に検討を行います。

2. 居住を促進するための施策

①届出制度の活用

居住誘導区域外に一定規模以上の住宅を建築する際については、都市再生特別措置法第88条に基づき届出が必要となることから、届出を活用し、必要に応じて居住誘導区域内への立地促進を図ります。

②周辺地域と連携したまちづくり

川西町だけで全ての都市機能を充足させるのは困難であるため、京奈和自動車道の延伸や結崎駅までの道路環境を改善することで、周辺地域の都市機能施設を活用しやすきようアクセス性向上を図ります。

③住み良い環境整備と住宅供給、空き家等の有効活用

居住誘導区域内での新たな住宅開発においては、事業者に対してゆとりのある敷地の宅地整備や地域の実情に即したインフラ整備などへの協力を要請し、住み良い環境整備と住宅地供給を推進します。また、「空き家バンク」等を活用した居住誘導区域内の空き家の有効活用や、低未利用土地等の特例措置（租税特別措置法第35条の3第1項）に関する周知を行います。

④企業誘致による居住促進

「川西町企業立地促進条例」に基づく企業立地奨励金制度により企業を誘致し雇用を促進することにより、生産年齢人口の増加を図ります。

3. 公共交通に関する施策

1) 基本的な考え方

まちづくりと公共交通の取り組みは、相互に連携を図りながら進める必要があります。

本計画は、「川西町地域公共交通計画」と密接に関係しており、公共交通計画における様々な事業の展開により好循環を生み出し、人口減少・高齢社会に適応可能な都市づくりを進めていくこととします。

2) 公共交通に関する取り組み

① コミュニティバスの再編

- ・町外アクセスを含めた路線・ダイヤ・停留所等の見直しと検証を行い、運行内容を改善していきます。
- ・地域公共交通確保維持事業を活用した、持続可能な交通ネットワークの構築と充実を図ります。

② コミュニティバス等を利用することが困難な人に対する移動支援

- ・タクシーの有効活用について検討し、準備が整い次第実施します。

③ 公共交通に関する情報提供の充実

- ・広報誌、チラシ、町ホームページ・SNS等を活用した、各種情報の周知を行います。

④ まちづくりと連携した利用促進策の企画・実施

- ・各種イベント・行事等と連携した、コミバスの利用促進策を実施します。
- ・ベンチやバス待ちスペース等のバス待ち環境の改善を検討します。
- ・周辺市町との連携・情報共有を図ります。